

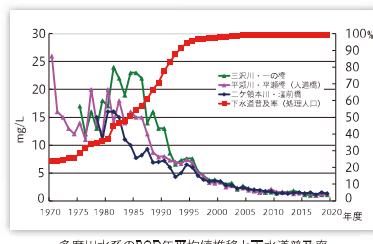
4 次なる環境問題の顕在化 (1980年~)

水質改善に向けて

市内河川の水質を常に把握するため、1981（昭和56）年、平瀬川（高津区）に環境水質測定所を設置し、その後も同様の測定所を設置しました。同時に、下水道の整備や生活排水対策を進めました。また、川崎市公害研究所では、食品由来の生活排水による川の水質汚濁負荷を把握する調査や生物調査などを行うとともに、生活排水が川や海の汚れの原因になることを伝えるパンフレット制作や環境学習教室の開催など、市民への普及啓発も行いました。こうした様々な取組により、市内の水環境は大きく改善しました。



平瀬川水質測定所



多摩川水系のBOD年平均値推移と下水道普及率



水辺に親しむ親子教室

交通環境問題への取組

自動車の交通量増加により、排出ガスに含まれる窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による大気汚染が大きな問題となりました。当時は、工場や事業場に対する規制はありましたが、自動車の排出ガス対策は遅っていました。



交通量の多い道路の様子



池上自動車排出ガス測定所

そのなかで1991（平成3）年に「川崎市自動車公害防止計画」を策定し、低公害車の普及促進、交通量抑制対策の推進、交通量の多い道路沿道に植物を植えるグリーンウォール事業などを行いました。また、首都圏の自治体と連携して「曜日ノーカーデー」の取組などをすすめました。

川崎公害訴訟

1982（昭和57）年に公害病患者とその遺族たちは、国、首都高速道路公団、民間企業12社に対し訴訟を起こしました。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準を守り、それ以上の排出をしてはならないという公害の差止めと公害患者および死者者に対して損害賠償を求めた裁判です。原告は、1982（昭和57）年の1次訴訟から4次訴訟まで合計440人にのぼりました。

裁判は長期化しましたが、西淀川公害訴訟（大阪）の和解をきっかけに1996（平成8）年に企業と、1999（平成11）年に国及び首都高速道路公団と和解をしました。解決後も、患者と家族、支援者たちは運動を続け、川崎市すべてのぜん息患者が医療費助成を受けられるようになりました。